

厚木都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（厚木市決定）

- 1 都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中第2号厚木市環境センターを廃止する。
- 2 都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を第2号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に名称を改め、次のように変更する。

名称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、字新森下、字新前河内下及び字新	約 54,800 m ²	処理能力 226 t / 日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

本市における都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）は、昭和39年に「第1号厚木市営廃棄物処理場」を決定し、昭和47年に区域を拡大変更しました。また、昭和58年に「第3号厚木市環境センター」を決定し、平成元年に都市計画区域の分割に伴い、名称（番号）を第2号に変更しましたが、施設建設から約35年が経過し老朽化が進んでいることから、令和元年10月4日に第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を追加決定し、令和7年12月の供用開始に向け、施設の建設を行ってきたところです。

こうした中、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の整備が概ね完了し、令和7年12月1日の稼働が確実になったことから、第2号厚木市環境センターを都市計画上存置する必要性が失われたため、第2号厚木市環境センターを廃止するとともに、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の名称を第2号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に変更するものです。

新旧対照表

<新>

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
<u>2</u>	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河内 下及び字新	約 5. 5 ha	<u>処理能力 226 t / 日</u>

<旧>

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
<u>2</u>	<u>厚木市環境センター</u>	<u>厚木市金田字新走落及 び字新御嶽下</u>	<u>約 2. 8 ha</u>	<u>処理能力 330 t / 日</u> <u>新施設供用開始後、</u> <u>現施設は廃止を行う</u>
<u>3</u>	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河内 下及び字新	約 5. 5 ha	<u>処理能力 273 t / 日</u>

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

厚木市金田字新走落及び字新御嶽下地内

3 変更する部分

厚木市金田字新白鳥、字新森下、字新前河内下及び字新地内